

東日本大震災 被災者救援に全力をつくします

日本共産党大田区議団

11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本での観測史上最大の巨大地震となり、地震と津波による被害は甚大なものとなっています。

日本共産党は、痛ましい犠牲となった方々のご遺族の方々にたいし、つつしんで哀悼の意を表するとともに、被災者と関係者のみなさんに心からのお見舞いを申し上げます。

また、大田区内でも、2件の火災や家屋の損傷、家具転倒などの被害が発生しました。被災された区民のみなさんに対してお見舞いを申し上げます。

日本共産党は、いま、被災者のみなさんの救援活動にとりくんでいます。また、今回の災害を踏まえ、安全・安心のまちづくりのために全力をつくします。

◎「計画停電」

大田区のホームページや電話(03-5744-1111)で、最新情報が得られます。

◎避難場所

災害時の大田区内の避難場所は小中学校です。大田区では阪神淡路大震災の教訓から、すべての小中学校で耐震補強工事が終わっています。各学校で1500名分の食糧、水、毛布、電池や仮設トイレが備蓄備品として用意しています。地震があった場合はまず、身の安全を確保して、揺れがおさまってから近くの小中学校に避難するようにします。

◎家具転倒防止器具を設置

区が無料で家具転倒防止器具を設置します。対象者:世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに当てはまる世帯であること。65歳以上のひとり暮らし、65歳以上のみの世帯、障害者(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度)の方がいる世帯、精神障害者保健手帳を交付されている方がいる世帯、介護保険の要介護3・4・5度の方がいる世帯。問い合わせ先 大田区防災課、または特別出張所。

被災地の方の安否確認

◎行方不明者相談専用のダイヤル(各県警)

- ・岩手県 0120-801-471
- ・宮城県 022-221-2000
- ・福島県 0120-510-186
090-8424-4207
090-8424-4208

◎伝言ダイヤルやインターネット

- ▽固定電話の番号が分かる場合
局番なしの「171」に電話 アナウンスにしたがってダイヤルし、相手が伝言を託していれば伝言が流れます
- ▽相手の携帯電話番号がわかる場合
携帯電話やパソコンで携帯電話各社のホームページから調べられます
- ▽インターネットで調べる
Googleの情報サイト

<http://goo.gl/saigai>

1. 避難所に張り出されている名簿の写真がインターネットで閲覧できます <http://goo.gl/ganbare>
2. 住所がわからなくても判明することがあります <http://goo.gl/sagas>

お困りのことがございましたら、ご連絡下さい

日本共産党
大田区議団ニュース
2011年3月号外

TEL 5744-1477 FAX 3730-3447
E-mail jcpota@nifty.com
またはお近くの日本共産党議員事務所まで

区長に緊急要望

日本共産党大田区議団

日本共産党大田区議団は、東日本大震災に対して、3月12日と14日の2度にわたり、区長に緊急要望を申し入れました。

東日本大震災への再度の緊急要望

大田区長 松原忠義様

2011. 3. 14

日本共産党大田地区委員会

日本共産党大田区議団

11日、14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大の巨大地震とされ、地震と津波による被害は甚大なものになっています。

いま、命の危険にさらされている方々、行方不明の方々の救援と捜索、火災災害や、原子力災害など危険を急いで取り除くために、政府があらゆる手立てを尽くすよう要望するとともに、大田区が区民の命と財産を守るために全力で取り組むと共に、被災地への緊急な対策を求めるため以下の点について再度要望します。

- 1、区民からの連絡は、24時間代表電話番号（5744-1111）で対応するため体制をとること。
- 2、「震災何でも窓口」を設置し、区民からの相談に応じること。
- 3、計画停電について、東京電力に連絡も取って区民に正確な情報を防災無線、広報カー等あらゆる手段を使って行うこと。
- 4、福島原発の爆発事故が続いているなか、原子力災害などについて正確な情報収集をおこない、区民への確かな情報を提供すること。
- 5、すでに各自治体の支援がはじまっているなかで、国や都、現地と連絡を取り、避難者の受入れも含め被災地へ可能な限り速やかに最大の支援をおこなうこと。

大田区は17日、東北地方太平洋沖地震被災地支援本部を設置し、区長は以下の指示を行いました。

- 1 区民で被災地支援ボランティアを希望する方に対して情報を提供し、被災地への派遣について調整にあたる被災地支援ボランティア調整センターを設置すること。
- 2 支援要請のあった宮城県東松島市に対して、早急に支援物資を搬送し、あわせて現地の状況を把握して必要な支援の取りまとめを行うため、先遣隊として職員を派遣すること。
- 3 区内企業で被災地に分工場等があり、人的・物的被害のあった企業に対する緊急無利子融資制度を整備すること。また、分工場等の従業員の方が希望する場合には、区内に居住する住宅を確保すること。
- 4 被災された方の中で、希望される方については、区として提供できる住宅を確保すること。
- 5 今後、救援対策に従事する職員の派遣、支援物資の取りまとめ、避難所の提供、清掃車の派遣などが想定されるところである。こうした要請に対して、即応できるよう準備を進めること。